

公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年11月21日

宇治市長 松村 淳子
(担当課：契 約 課)

記

業務名	「びん・ペットボトル」収集運搬業務委託		
業務場所	宇治市内（一部地区除く）		
委託期間	令和7年12月24日 ～ 令和12年3月31日 1559日間		
業務概要及び条件	びん・ペットボトルの収集運搬業務		
予 定 価 格	¥192, 000, 000 (税込)	最低基準価格	¥134, 400, 000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
別紙「説明会に替えて連絡する事項」に記載のとおり			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年11月27日(木) 午後 5時 00分 まで			
提出場所 郵便入札			
添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和7年12月17日(水) 場 所 宇治市役所 本館 8 階 大会議室		
前 払 金	無	部 分 払	有 (47回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

◆ 入札参加者に必要な資格・条件は次のとおりです。

次の①～④のすべてを満たすこと。

- ①参加資格者名簿登録（市内本店）
- ②宇治市一般廃棄物収集運搬業許可（限定許可除く）
- ③一般貨物自動車運送事業許可
- ④宇治市発注の一般廃棄物収集運搬業務実績（通算３年以上、単価契約を除く）
又は城南衛生管理組合「搬入廃棄物取扱規則」（平成７年城南衛生管理組合規則第３号）第７条の３に該当する許可搬入廃棄物搬入承認事業者（宇治市、令和７年度）

◆ 上記の②④の確認については以下のとおりとします。

- ・ 宇治市一般廃棄物収集運搬業許可（限定許可除く）
⇒ 発注者において確認
- ・ 宇治市発注の一般廃棄物収集運搬業務実績
⇒ 業務実績調書
- ・ 許可搬入廃棄物搬入承認事業者（宇治市、令和７年度）
⇒ 発注者において確認
- ・ お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・ 郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・ 封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・ 「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・ 入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

公募型指名競争入札実施要領

「びん・ペットボトル」収集運搬業務委託について、公募型指名競争入札（以下「競争入札」という。）を実施しますので、参加希望者は、以下の事項を承知の上、別添の公募型指名競争入札参加表明書及び添付書類を提出してください。

1 競争入札参加業者の資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないことのほか、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 宇治市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) この要領に定める公募型指名競争入札参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出期限及び入札日において、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (4) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 宇治市内に本店を有すること。
- (6) 宇治市一般廃棄物収集運搬業許可（限定許可除く）を有すること。
- (7) 一般貨物自動車運送事業許可を有すること。
- (8) 宇治市発注の一般廃棄物収集運搬業務実績（通算3年以上、単価契約を除く）又は城南衛生管理組合「搬入廃棄物取扱規則」（平成7年城南衛生管理組合規則第3号）第7条の3に該当する許可搬入廃棄物搬入承認事業者（宇治市、令和7年度）であること。

2 競争入札参加方法

- (1) 所定の参加表明書にて、公募型指名競争入札のお知らせ（以下「お知らせ」という。）に記載されている提出期限までに郵送又は直接持参すること。郵送方法は、特定記録郵便、簡易書留郵便、書留郵便又はその他到着の確認できる送付方法のいずれかを用い、お知らせで指定する期日まで（必着）に宇治市総務・市民協働部契約課へ郵送して下さい。なお、郵送料は、入札参加希望者の負担とします。料金不足のものは受け取りません。配達日指定を用いることを推奨します。

(2) 参加表明書には、指定された書類を添付すること。

3 競争入札参加者の選定

- (1) 参加表明書を提出した者の中から、参加表明書及び添付書類を審査し、本件の競争入札参加者の資格要件に合致する者を選定し指名する。
- (2) 競争入札参加者として指名された者には、令和7年12月4日（木）にメール等で連絡するので、入札通知書等を受け取りに来ること。
- (3) 選定されなかった者には、その旨をメール等により連絡する。非選定理由の説明を求める者には、理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市総務・市民協働部契約課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

4 仕様書等に関する質疑

(1) 質疑の受付場所及び期間

- ① 受付場所 宇治市総務・市民協働部契約課
- ② 受付期間 令和7年11月21日（金）から
令和7年12月 4日（木）まで
午前8時30分から午後5時まで
（閉庁日並びに正午から午後1時までを除く。）

- (2) 質疑は文書によるものとし、質問の要旨を簡単にまとめて簡条書きにすること。なお、持参を原則とするがファックスによる送付は認める。その場合は、必ず電話にて到着の確認をすること。
- (3) 質疑に対する回答は、令和7年12月8日（月）午後1時以降、宇治市総務・市民協働部契約課にて回答書を配布する。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 お知らせに記載のとおり
- (2) 場所 お知らせに記載のとおり
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

6 入札方法等

- (1) 入札書については「宇治市郵便入札の応募案内」を参照し、郵送又は持参のいずれかの方法により、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）までに提出すること。
- (2) 入札執行回数は、原則として1回を限度とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金は、免除する。

8 入札の無効

- (1) 本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札。なお、指名された者であっても、入札時点において本要領に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は無効とする。
- (2) その他の事項は、宇治市物品等競争入札心得による。

9 予定価格

お知らせに記載のとおり

10 最低制限価格

本案件については、ランダム係数を用いた最低制限価格を適用する。算出方法は以下のとおりである。

- (1) 予定価格に0.7を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）を最低基準価格とする。
- (2) 最低基準価格にランダム係数（電子計算機等により1.0000から1.0099の範囲内で無作為に抽出される係数）を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）を本案件の最低制限価格とする。

11 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格を上回る額のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 支払条件

支払いは、請求に基づき契約額の4/204相当額を毎月支払う。ただし、7～9月は5/204相当額を支払う。円未満の端数が生じる場合は切り捨て、最終支払時に調整する。請求は市指定の請求書で行い、月毎の報告書（月報）及び計量伝票とともにまち美化推進課に提出すること。なお、契約日から令和8年3月31日までは準備期間のため、委託料の支払いは行わない。また、事業実施の準備にかかる費用等について市からは支払わない。

13 消費税の扱い

お知らせに記載のとおり。

なお、本件における消費税及び地方消費税の税率は、10%を適用するので注意すること。

14 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市業務委託契約約款、宇治市物品等競争入札心得は、宇治市総務・市民協働部契約課にて閲覧することができる。

15 その他

- (1) 契約等の手続きにおいて仕様する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、宇治市物品等競争入札心得を熟読し、遵守すること。
- (3) 参加表明書及び添付資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 本件の入札に関する意志決定をするものが同一人の場合は、入札に参加できないので注意すること。
- (5) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (6) 参加表明書及び添付書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された参加表明書は返却しない。
- (8) 提出期限以降における参加表明書及び添付書類の修正及び追加は認めない。
- (9) 1から15までに定めるもののほか、宇治市財務規則及び宇治市物品等競争入札心得の定めるところによる。なお、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問い合わせ先	宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号	611-8501
所在地	京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所庁舎本館 3階
電話番号	0774-20-8716
FAX番号	0774-20-8778

仕 様 書

1. 委託業務名

「びん・ペットボトル」収集運搬業務委託

2. 業務委託期間

契約日から令和12年3月31日

ただし、びん・ペットボトルの収集及び指定場所への搬入は、令和8年4月1日から実施する。

3. 業務委託箇所

市内全域とする。

ただし、炭山・東笠取・西笠取・二尾・池尾地区を除く。

4. 業務委託範囲（別紙仕様書詳細を参照）

- (1) びん・ペットボトルの収集及び指定場所への搬入
- (2) 違反ごみ等に対する啓発シールの貼付
- (3) 業務報告書の作成及び市への提出
- (4) 収集もれ・その他の場合の状況報告、再収集

5. 業務委託基準

- (1) 業務の実施にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「道路交通法」等関連の法規・通達・条例、本仕様書により、常に善良なる一般廃棄物収集業務受託者として、誠意を持って市民の環境保全に協力すること。
- (2) 本業務を遂行するに足りる人員・機材を有していること。
- (3) 本業務を自ら実施する者であること。
- (4) 本業務を遂行するに足りる財政的基礎を有していること。
- (5) 本業務の実施に関する相当の経験を有する者であること。

業務詳細の目次

1. 業務遂行に必要な人員及び機材等

(1) 人員・機材関係

- ①収集車両について
- ②びんの収集車について
- ③ペットボトルの収集車について
- ④運転手・作業員

(2) 連絡体制

2. 業務委託範囲の詳細

(1) びん・ペットボトルの収集及び指定場所への搬入

- ①収集日
- ②業務時間
- ③収集場所
- ④搬入場所
- ⑤収集の対象
- ⑥収集作業の内容
- ⑦搬入関係

(2) 違反ごみ等に対する啓発シールの貼付

(3) 業務報告書の作成及び市への提出

(4) 収集もれ・その他の場合の状況報告、再収集

- ①収集もれ等の対応について
- ②待機

3. その他

(1) 交通事故等について

(2) 月別実績について

(3) 委託料の支払いについて

(4) 研修等の実施について

(5) 特記事項

(6) 業務履行の準備について

仕様書詳細

1. 業務遂行に必要な人員及び機材等

(1) 人員・機材関係

収集車両（４台以上）※１ 運転手（４名以上） 作業員（最低４名以上） 作業服、ぼうき、ちりとり等 その他 ※２

※１ 収集体制については、びん・ペットボトルの計２品目を４台以上で構成すること。なお基本は２班体制で指定地域を収集すること。ただし、夏場の繁忙期である３か月間（７～９月）に関しては、収集車両を１台増車し、運転手及び作業員を各１名ずつ増員して作業を行うこと。

※２ 受託者には市から、収集地図（コース図）・宇治市ごみの分け方出し方ちらしを貸与する。また違反ごみ警告シールを支給する。

① 収集車両について

- ・ 車両の大きさ：２トン車を基本とする。
- ・ 使用車両：営業用ナンバー（緑ナンバー）取得車とする。
- ・ 使用車両の車体色：市直営車と同系色を避けること。
- ・ 受託者の明記：車体側部及び後部のわかりやすい場所に明記すること。（ステッカー不可）
- ・ 委託者名の明記：車体側部に「宇治市委託」と明記すること。（ステッカー不可）
- ・ 本業務に使用する車両は、他の業務に使用しないこと。ただし、特別に市長が認める場合は、この限りではない。
- ・ 収集の都合などで１つの車両で複数品目を積載することは妨げないが、積み下ろしの際には品目毎に分ける必要があるので留意すること。

② びんの収集車について

- ・ 箱車（ダンプ車）を使用し、びんが割れにくい仕様とすること。

③ ペットボトルの収集車について

- ・ 収集効率の観点から、原則としてプレスパッカー車を使用すること。ただし、再生の都合上、熱減容方式等の車両は使用しないこと。

④ 運転手・作業員

- ・本業務は、宇治市分別収集計画等に基づき、市民に分別の負担を求めて行う業務であるため、常に市民の理解と協力が得られるよう特段の配慮をもって業務を遂行すること。
- ・作業安全上の観点から、運転手を含め8名以上で作業を行うこと。ただし、夏場の繁忙期である3か月間（7～9月）に関しては、運転手を含め10名以上で作業を行うこと。
- ・受託者名等の入った統一の作業服を着用すること。
- ・市民の分別に関する質問等に答えられるようにしておくこと。
- ・本業務遂行中は業務に専念し業務以外の行動（買物、飲食等）は行わないこと。また、市民の誤解を招いたり、市民の信頼を損なったりするような行為を行わないこと。
- ・業務中の休憩については、受託者の事務所又は搬入施設内で行うこと。

（2）連絡体制

- ・受託者は電話番号を明らかにする他、作業時間中は逐次連絡をできるようにすること。各収集車両へ連絡体制を確保すること。また、主に市担当部署であるまち美化推進課から連絡を受ける者は、指定する住宅地図を携帯すること。
- ・毎週2回以上は（作業終了時等に）事務連絡等のため、まち美化推進課に立ち寄ること。

2. 業務委託範囲の詳細

（1）びん・ペットボトルの収集及び指定場所への搬入

①収集日

- ・平日（月～金曜日）、ただし、祝日・休日でも月～金曜日であれば収集がある（別添地区別収集日程表参照）
- ・年末年始の収集については、別途指示する。（なお、令和6年度の実績は12月27日が年内最終の収集日、1月6日が年始最初の収集日である）。

②業務時間

収集作業時間：午前9時～午後4時 搬入可能時間：午前8時30分～午後0時 午後1時～午後4時
--

- ・収集作業は、午前9時から行うこと。午前9時以前には収集を行わな

いこと。

- ・収集・搬入作業は、指定搬入場所の搬入可能時間である午後4時まで完了すること。なお、事故等特別な事情により前記の時間までに業務が完了しない場合は、速やかにその旨をまち美化推進課へ報告し、指示を受けること。また、翌日の搬入は特別の事情により市の許可がある場合を除き行ってはならない。

③収集場所

- ・市内全域を10地域に分けて収集する。(地域割については別添)
- ・市内を10地区割りにした地図を貸与するので、それを参考に収集作業を行うこと。
- ・収集作業は、地域内のすべての道を回る必要はなく、コース図にある道をすべて通り、そこにあるごみ集積場所(以下定点)に排出されるものを収集すること。基本的に道の両側収集となるが、地図に別途指示ある場合は、片側のみを収集すること。
- ・定点には、小中学校・公共施設等が含まれる。(コース図に標示)
- ・定点のうち、各戸ごとの持ち回りで移動する定点もあるので留意すること。
- ・定点のうち、約8割の定点には緑色の看板が設置してあるが、設置していない定点も多数ある。定点に必ず看板があるというわけではないので留意すること。
- ・道路幅員が狭く2トン車が進入できない場合は、小型トラックもしくは歩行による収集が必要になるので留意すること。
- ・新定点と新コースの追加については、逐次前もって連絡するので、既存の定点と併せて収集を行うこと。これらについては、貸与したコース図に追加して記入し、以降本業務に使用すること。
- ・まち美化推進課が事前に把握した工事等による交通遮断等の情報は、予め受託者に連絡する。一般的な対応として、車両が通行できる場合は、ガードマン等の指示に従い進入して収集を行うこととし、通行が不可能な場合は、まち美化推進課は車両の通行が可能な場所への収集対象物の振り分けを手配するので、受託者は臨時定点として収集すること。
- ・緊急工事等によりまち美化推進課が把握できない交通遮断があった場合は、現場のガードマンの指示に従って収集すること。
- ・前記の工事等でどうしても収集できない定点があった場合は、速やかにまち美化推進課に連絡すること。
- ・収集場所によっては、バックでの進入が必要になるので、特に注意して作業すること。

④搬入場所

- ・城南衛生管理組合エコ・ポート長谷山（城陽市富野長谷山1-270）に搬入すること。
- ・搬入場所については、搬入場所の職員（城南衛生管理組合の職員）の指示に従うこと。
- ・搬入の際使用する車両は、事前に計量等を行うので留意すること。

⑤収集の対象

・びん	令和6年度実績	約920t
	令和5年度実績	約960t
・ペットボトル	令和6年度実績	約590t
	令和5年度実績	約570t

⑥収集作業の内容

- ・びん・ペットボトルが、それぞれ別の袋に入って、各収集定点に排出されているので、それぞれ別の収集車両に積みこむ作業である。
- ・リサイクルを目的とした分別収集であり、排出されたびんは割らないように配慮すること。びんが割れて道路上等に散乱した場合は、速やかに撤去した後に次の収集に向かうこと。
- ・一定車両が一杯になった時点（あるいは作業上都合の良い時）にそれぞれの搬入場所に搬入すること。（収集日1日あたりの搬入回数は概ね2～3回程度を想定している。）
- ・作業については、事故のないよう安全に行うこと。
- ・通行者及び通行車両の安全に留意すること。
- ・雨天等荒天時にも収集を行うこと。ただし、積雪・台風等収集に大きく支障が生じる時は収集を延期・中止することがある。朝出発時、天候急変時・障害発生時に協議を行うので連絡すること。（なお、延期・中止となった場合、収集を翌日、又は土曜日・日曜日に延期することがあるので対応すること。）
- ・積み替え及び積み替えに伴う待機の際は、市民の誤解を招いたり、市民の信頼を損なうような行為を行わないこと。
- ・収集にあたっては、収集物の飛散及び落下防止等を防止するために、適切な処置を施すこと。万一、飛散及び落下等により周辺を汚損した場合は直ちに清掃等を行うこと。
- ・収集作業時にごみネット、ごみ籠やごみペールなどがある場合は丁寧に扱うこと。なお、収集が原因でこれらを破損させた場合は、速やかにまち美化推進課に報告するとともに責任をもって弁償等による現状回復を行うこと。

⑦搬入関係

- ・搬入にあたっては、収集物の飛散及び落下等を防止するため適切な処置を施すこと。万一、飛散・落下等により周辺を汚損した場合は直ちに清掃等を行うこと。
- ・搬入時間を超える等の事情により収集物を持ち帰る場合は、悪臭等が発生しないように適切な保管方法をとること。
- ・取り残し分等少量の場合を除き、収集日の異なる分を積み合わせて搬入しないこと。

(2) 違反ごみ等に対する啓発シールの貼付

不適正な排出物に対しての基本的な対応

- ・受託者は、ごみの出し方等のマナーが守られていない不適正な排出物に対しては、まち美化推進課が用意する啓発シールを貼り付け、収集せず置いていくこと。判断が困難な場合は、まち美化推進課に報告し、指示を受けること。
- ・大量のトロ箱等、明らかな事業系ごみについては収集しなくても良い。
- ・詳細については、別途受託者に研修を行う。
- ・その他細部については、取扱基準、市民向けの出し方・分け方ちらし等を支給するので参考にすること。

(3) 業務報告書の作成及び市への提出

車両ごと・収集日ごとに、収集日・曜日・天候・運転者名・作業員名・当日走行距離（作業開始時の距離メーターの数値、作業終了時の距離メーターの数値含む）、作業従事時間、搬入回数、収集量をまとめ、月報として作成し、翌月速やかにまち美化推進課に提出すること。併せて計量伝票を搬入時間順に綴って市に引き渡すこと。

(4) 収集もれ・その他の場合の状況報告、再収集

①収集もれ等の対応について

まち美化推進課は、住民からの収集もれ等の通報があったときは、受託者に状況確認を行う。状況確認の後、後出しごみ・不適正ごみであってもまち美化推進課の判断で収集を指示することがあるので対応すること。

基本的な対応については、以下のとおりとする。

・収集もれの場合

（本来収集しなければならないものを何らかの理由で収集しなかった場合）

……受託者で対応（再収集を行う）

- ・ 明らかな後出し・不適正なごみ
(本来の収集を行っている場合)
……協議の上対応を指示する
- ・ 不明確な場合
……その都度協議とするが、基本的には受託者で対応（再収集を行う）
(収集もれの細部について)
- ・ 収集もれ分の収集は、まち美化推進課より指示のあった当日中に収集すること。(この場合に限り翌日分とあわせての搬入を認める)
- ・ 工事等が原因で、どうしても収集できない定点があった場合は、速やかにまち美化推進課に連絡すること。対応を別途指示する。なお、この対応を怠った場合、収集もれとして再度収集を命じることがある。

②待機

収集もれ等の対応のため、午後6時15分までは自社にて待機し市の連絡に対応できる体制を取ること。

なお、緊急時の連絡及び対応のため、午後6時15分以降についても、連絡先を明らかにすること。

3. その他

(1) 交通事故等について

- ・ 負傷者が発生した場合は、ただちに応急処置を行う等の救護措置をとること。その後必ず警察署等に連絡し、事故処理をする等、道路交通法等に則った処置をすること。また、いかなる事故でも、直ちにまち美化推進課に報告すること。
- ・ 運転手・作業員の研修を行う等、交通事故および作業中の事故が発生しないよう努めること。
- ・ 散乱したごみは収集する等、通行者・通行車両に危険を及ぼさないよう留意すること。(特に散乱びんによるけがの防止に注意すること。)

(2) 月別実績について

毎月、業務報告書を作成し、請求書と一緒に速やかにまち美化推進課に提出すること。なお、搬入量は、本契約に影響しないものとする。(多くても少なくても契約額に変動はない。)

(3) 委託料の支払いについて

- ・ 支払いは、請求に基づき契約額の4/204相当額を毎月支払う。ただし、7～9月は5/204相当額を支払う。円未満の端数が生じる場合は切り捨て、最終支払時に調整する。請求は市指定の請求書で行い、月毎の報告

書（月報）及び計量伝票とともにまち美化推進課に提出すること。なお、契約日から令和8年3月31日までは準備期間のため、委託料の支払いは行わない。また、事業実施の準備にかかる費用等について市からは支払わない。

（４）研修等の実施について

- ・ 契約締結後から業務実施までの間、受託者は市が行う収集方法や収集コース、市民啓発等の研修を受けること。
- ・ 研修について、受託者は計画に基づき、自ら、または、業務担当者が必要に応じ出席をさせること。
- ・ 委託期間中も必要に応じ研修や会議を実施するので、内容に応じ各担当者を出席させること。

（５）特記事項

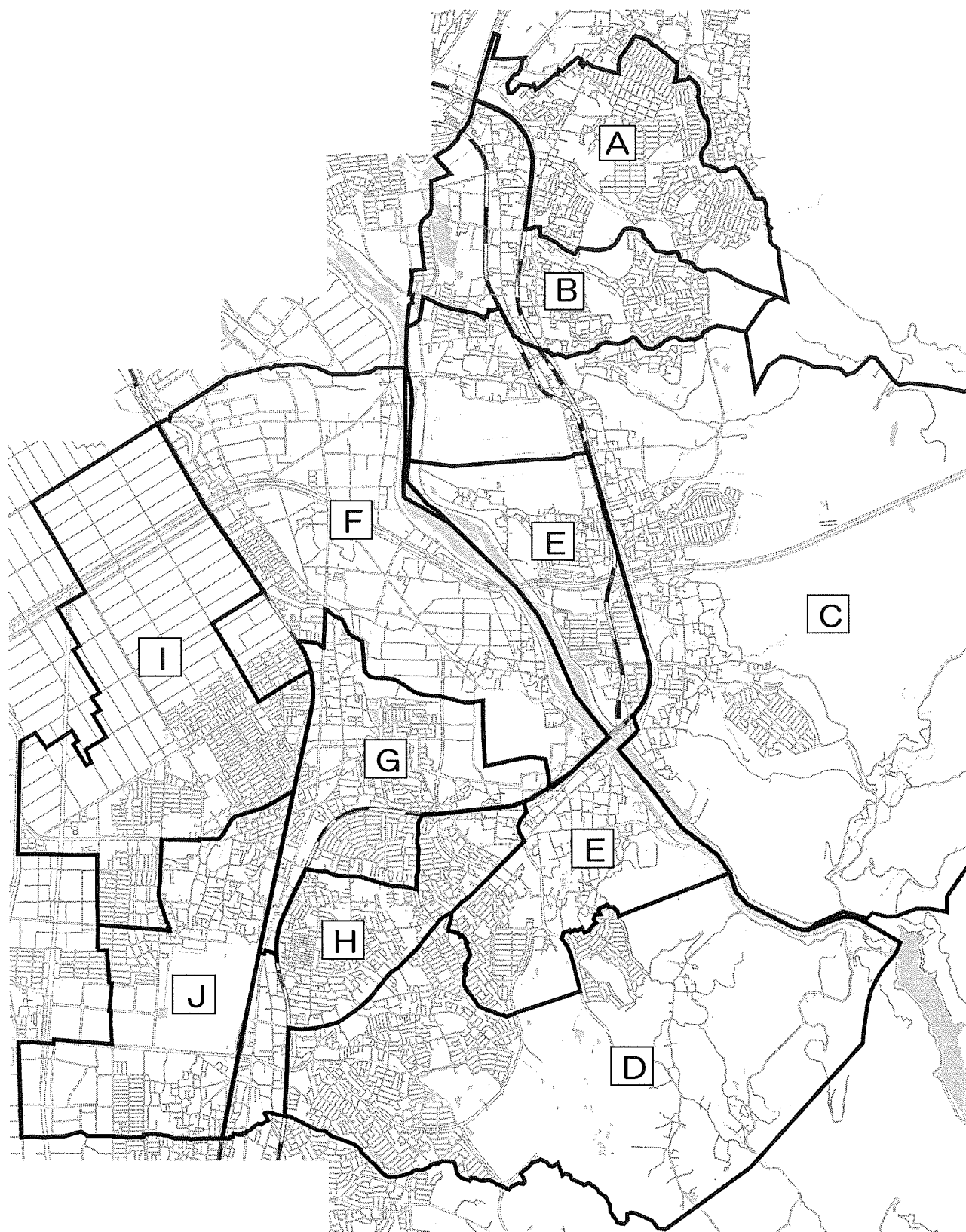
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第3項により、再委託は厳に禁止する。
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1項及び、一般廃棄物収集運搬業務における宇治市委託基準（内規）を満たすこと。
- ・ 作業中は、ノンステップ収集に徹すること。（ステップ乗車厳禁）
- ・ 収集時に誤って市民の財産等を破損させた場合は、受託者の責任のもと、市民に対し弁償等の対処を行うこと。
- ・ 業務に関し、まち美化推進課から指導等があった場合は速やかに改善を図ること。
- ・ まち美化推進課の指導に従わない場合は、契約を解除することができる。
- ・ 本業務に使用する収集車の車庫は、市内に設置していること。契約時に設置していない場合は、令和8年4月1日までに設置すること。

（６）業務履行の準備について

- ・ 契約後、受託者は速やかにまち美化推進課担当職員等と十分な引継ぎ及び調整を行い、業務の履行の準備に万全を期すること。

びん・ペットボトル

区分	収集地区	収集日
A	六 地 蔵 (J R以北) 平 尾 台 木 幡 (赤塚、御蔵山、金草原、北畠、畑山田、花揃、檜尾、御園、須留及び平尾〈堂ノ川以南除く＝東御蔵山平尾自治会・光陵台町内会除く〉、J R以東の正中・陣ノ内・東中、南山の一部〈南山町内会〉)	隔週火 A
B	六 地 蔵 (J R以南) 木 幡 (内畑、大瀬戸、河原、北島、北山畑、中村、西浦、西中、南原、南端、南山畑、熊小路〈熊小路町内会除く〉、南山〈南山町内会除く〉、J R以西の正中・陣ノ内・東中、堂ノ川以南の須留及び平尾〈東御蔵山平尾自治会・光陵台町内会〉) 五 ケ 庄 (檀ノ東〈京阪以東〉、雲雀島、弥陀次郎川以北の広岡谷〈パステルタウン自治会〉)	隔週火 B
C	木 幡 (熊小路の一部〈熊小路町内会〉) 五 ケ 庄 (一番割、二番割、三番割、梅林、大林、北ノ庄、芝ノ東、新開、高峯山、谷前、寺界道、西浦、西川原、西田、野添、古川、檀ノ東〈京阪以西〉、広岡谷〈弥陀次郎川以北除く〉、J R以東の折坂・平野・福角) 宇 治 (紅齊、東内、又振、山田、山本、乙方の一部〈諏訪町内会〉) 羽 戸 山 明 星 町 志 津 川 菟 道 (J R以東〈東垣内除く〉)	隔週金 A
D	宇 治 (金井戸、野神〈城南荘第1・第2町内会〉) 折 居 台 白 川 神 明 (宮西、宮東) 広 野 町 (小根尾、大開、尖山、中島、丸山、宮谷、J R以東の寺山、府道以南の一里山、府道以南でJ R以東の東裏) 大久保町 (J R以東の久保) 寺 山 台	隔週金 B
E	五 ケ 庄 (一里塚、上村、大八木島、岡本、瓦塚、京大宿舎、戸ノ内、日皆田、J R以西の折坂・平野・福角) 菟 道 (J R以西) 琵琶台 槇 島 町 (大島) 宇 治 (大谷、乙方〈諏訪町内会除く〉、下居、善法、塔川、東山、琵琶、妙楽、蓮華、野神〈城南荘第1・第2町内会除く〉、壺番〈都計道路以東〉、J R以南の宇文字・里尻、府道以南の式番)	隔週水 A
F	槇 島 町 (外・大島除く) 宇 治 (小桜、J R以北の里尻) 小 倉 町 (新田島、蓮池、府道以西の春日森)	隔週水 B
G	宇 治 (蔭山、御廟、戸ノ内、半白、樋ノ尻、蛇塚〈蛇塚自治会〉、J R以北の宇文字・天神・矢落・若森) 南 陵 町 羽拍子町 (J R以西) 開 町 (J R以西) 伊勢田町 (近鉄以東の大谷・北山・中山・南山) 槇 島 町 (外) 小 倉 町 (老ノ木、奥畑、久保、寺内、天王、中畑、西畑、東山、近鉄以東の神楽田・西山、府道以東の春日森)	隔週木 A
H	宇 治 (池森、米阪、蛇塚〈南宇治リブタウン〉、壺番〈都計道路以西〉、府道以北の式番、J R以南の天神・矢落・若森) 天 神 台 羽拍子町 (J R以東) 開 町 (J R以東) 神 明 (宮北、石塚) 広 野 町 (桐生谷、茶屋裏、西裏、J R以西の寺山、府道以北の一里山、東裏〈府道以北及びJ R以西〉) 大久保町 (J R以西の久保、近鉄以東の上ノ山・大竹)	隔週木 B
I	小 倉 町 (西浦、堀池、南浦、南堀池、山際、近鉄以西の神楽田) 伊勢田町 (浮面、砂田、中ノ田、名木、中遊田、南遊田、遊田、伊勢田通以北の中荒) 安 田 町	隔週月 A
J	小 倉 町 (近鉄以西の西山) 広 野 町 (成田、新成田、風呂垣外) 伊勢田町 (井尻、ウトロ、蔭田、毛語、新中ノ荒、若林、伊勢田通以南の中荒、近鉄以西の大谷・北山・中山・南山) 大久保町 (旦棕、井ノ尻、北ノ山、田原、平盛、南ノ口、山ノ内、府営西大久保団地、近鉄以西の上ノ山・大竹)	隔週月 B



縮尺 1 : 40000

